



第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

【施策の方向】

すこやかな地域づくり及び地域共生社会の実現に向けて、地域包括支援センター（ほんわかセンター）の体制強化、医療・介護連携や地域ケア会議、生活支援体制整備の推進を図る。

【施策項目】

(1) 地域包括支援センター（ほんわかセンター）の適切な運営及び評価並びに体制の強化

(2) 医療・介護連携推進を図るための体制の充実

(3) 地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

(4) 権利擁護の推進

(1) 地域包括支援センター（ほんわかセンター）の適切な運営及び評価並びに体制の強化

① 地域包括支援センター（ほんわかセンター）の適切な運営及び評価、運営協議会との連携

- 地域包括支援センター（ほんわかセンター）の自己評価を実施するとともに、「富田林市地域包括支援センター運営協議会」と連携し、評価指標に基づく評価・点検を行い、地域包括支援センター（ほんわかセンター）の定期的な業務状況の確認、進捗管理を行います。
- 高齢者の総合相談窓口としての機能や役割について、ウェブサイトやほんわか新聞、出張相談会など、様々な媒体や機会を通じて情報の発信や公表を行います。

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	・「富田林市地域包括支援センター運営協議会」の開催（年2回） ・地域包括支援センター（ほんわかセンター）の周知、情報の公表 ・各地域包括支援センター（ほんわかセンター）における圏域の特性やニーズに基づいた重点業務の設定及び自己評価の実施（年1回）		

② 地域包括支援センター（ほんわかセンター）の機能強化

- 基幹型センター（第1地域包括支援センター（第1ほんわかセンター））を中心に、第2地域包括支援センター（第2ほんわかセンター）、第3地域包括支援センター（第3ほんわかセンター）、在宅介護支援センターそれぞれが役割分担と連携を図り、各圏域の特性やニーズを踏まえて検討した方針及び重点業務に基づいて、効率的な運営、機能強化、人員体制の確保を図ります。
- ほんわかセンター会議及び各専門職種会議を適宜開催し、センター間や関係機関との連

携支援、市との連絡調整など、包括的支援事業の総合調整等を行います。

- 複雑化、多様化する高齢者の課題に対応できるよう、適切な人員配置と職員の資質向上に努めるとともに、相談機能の発展及び個別支援の充実を図ります。

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ほんわかセンター会議及び各専門職種会議の定期的な開催 ・圏域特性やニーズに基づいた重点業務の設定・推進 ・地域包括支援センター（ほんわかセンター）、在宅介護支援センターの適切な体制整備 ・職員資質向上のための研修会及び個別支援充実に向けた個別ケア会議の開催 		

（２）医療・介護連携推進を図るための体制の充実

① 在宅医療・介護提供体制の共有

- 富田林医師会による「強化型在宅療養支援診療所・病院連携システム」の機能について理解を深めるとともに、在宅医療コーディネーターとの連携や多職種連携、病診連携による切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の拡充を図ります。
- 地域の医療・介護関係者が参画する在宅カンファレンスを通じて、在宅医療・介護サービスの現状と課題の共有、対応策の検討を行います。
- 「医療・介護連携ガイドライン」や「多職種のための終活ガイド」の活用促進に向けて、多職種が集まる会議や研修会において事例と合わせて活用方法を周知するなど、実際の活用につながるよう効果的な周知を図ります。また、ガイドラインや終活ガイドの内容については高齢者や地域の医療・介護関係者のニーズに沿った内容となるよう、適宜見直しを図ります。

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療・介護関係者が参画する在宅カンファレンスの開催（月1回） ・「医療・介護連携ガイドライン」及び「多職種のための終活ガイド」の周知、活用及び更新 		

② 医療と介護の連携体制の強化及び周知

- 多職種参加型の会議や研修会等を通じて、医療・介護連携の仕組みづくり、顔と顔の見える関係づくりの構築を図ります。
- 「とんだばやし健康市民フォーラム」や「市民公開健康講座」などの機会を通して、フレイルの予防や生活習慣病、医療・介護サービスの内容についての周知啓発を図り、地域における医療や介護の理解促進につなげます。また、フォーラムや講座には幅広い年代の参加が得られるよう、周知方法やプログラムの工夫を図ります。

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・機能や目的に応じた規模（個別事例、圏域、市全体）で多職種による会議等を開催 ・多職種研修会の開催（年2回） ・市民講座、出張講座の開催 ・地域の医療・介護関係者による連携に関する「会議の場」の設定 		

【在宅医療・介護連携推進事業の具体的取組み】

(ア) 地域の医療・介護の資源の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の地域資源情報の更新に向けた情報収集 ・医療・介護連携ガイドラインの内容検証と普及啓発
(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出	<ul style="list-style-type: none"> ・三師会・ほんわかセンター連絡会議 ・医療・介護ネットワーク推進会議 ・在宅カンファレンスの定例開催
(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	<ul style="list-style-type: none"> ・強化型在宅療養支援診療所・病院連携
(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・笑顔れんらく帳、もの忘れ相談連絡箋の活用 ・多職種のための終活ガイドの普及啓発 ・南河内在宅医療懇話会 ・認知症疾患医療連携協議会
(オ) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援ネットワーク推進事業 ・認知症の医療・介護相談窓口の定例開設
(カ) 医療・介護関係者の研修	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医認知症対応力向上研修 ・医療・介護専門職研修会
(キ) 地域住民への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・とんだばやし健康市民フォーラム ・市民講座、出張講座

(3) 地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

① 生活支援コーディネーターや就労的活動支援コーディネーターの配置、協議体の設置・運営による支援・協働体制の充実

- 生活支援サービス等の体制整備に向けて、各圏域に配置した生活支援コーディネーターが中心となり、地域活動及びその担い手等の地域資源や、地域のニーズ、課題等の把握を行います。また、収集した地域資源を整理し、今後の地域資源の情報発信に努めていきます。
- 高齢者がそれぞれの特性や希望に合ったボランティア等含む就労的活動を行えるよう、コーディネート役割を担う就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置に向けて検討を進めます。
- 定期的な情報共有・連携強化の場として、庁内関係課や地域の関係団体などが参画する「富田林市生活支援等サービス体制整備協議体」において、多様な生活支援等のサービス提供体制の構築に向けた検討を進めるとともに、生活支援コーディネーターによる活動が効果的なものとなるよう、方針の決定や支援を行います。また、把握した地域住民のニーズに応じた生活支援サービスの創設に向けて、その立ち上げを支援していきます。

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな生活支援サービス等の創設 ・地域における社会資源の確保や創出、担い手の発掘 ・地域資源情報の整理及び発信 ・協議体の定期的な開催（年4回） 		

② 介護予防・生活支援サービスの推進

- 生活支援コーディネーターや協議体を通じて、圏域の特性や地域課題を把握し、高齢者のニーズに対応できるよう、住民主体の取組みも含めた新たな社会資源の確保やサービスの創設、担い手の発掘に向けて検討を進めます。
- 自立支援に向けた効果的なサービスが実施できる介護従事者の資質向上として、自立支援リーダー養成研修会を開催します。
- 市の基準に基づく事業者指定を適切に行うとともに、地域リハビリテーション活動支援事業による専門職の技術的支援、助言等の関与により、介護事業所の特色を生かした多様性のある効果的なプログラムが実践できるように働きかけます。

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援リーダー養成研修会の開催（リーダー養成者数 年間30名） ・地域リハビリテーション活動支援事業における専門職による技術的支援及び助言 		

③ 定期的な地域ケア会議の実施

- 地域包括支援センター（ほんわかセンター）、医師会、歯科医師会、薬剤師会の三師会を中心とした関係機関との協働により、地域ケア会議のそれぞれの機能を有する会議の実施や研修等の企画・運営を行うとともに、個別ケース検討の積み重ねから、個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発、政策形成といった地域ケア会議の機能を通じて循環できるように取り組んでいきます。
- 富田林市ケア方針検討会（個別ケース会議）を月2回定期開催し、多職種の多様な視点から個別ケースの検討を積み重ね、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援やネットワークの構築など、個別支援の充実を図ります。
- 市や地域包括支援センター（ほんわかセンター）が主体となって、会議及び研修等の目的や機能に応じて多職種協働による効果的な企画・運営に努めます。また、連携強化に向けて、各専門職の役割等について共有する機会の提供に努めるとともに、大規模な会議・研修等ではより幅広い職種の参加の実現に向けて、顔と顔の見える関係づくりに努めていきます。

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富田林市ケア方針検討会の定例開催（月2回） ・ 機能や目的に応じた規模（個別事例、圏域、市全体）で多職種連携による会議・研修等の開催 		

【地域ケア会議機能を持つ会議等】

地域ケア会議機能 会議等	個別課題解決機能	ネットワーク構築機能	地域課題発見機能	地域づくり資源開発機能	政策形成機能
個別ケース会議	○	○	○		
けあまねっと・事例研究会	○	○	○		
けあまねっと・全体会		○	○	○	
医療・介護ネットワーク推進会議		○	○	○	
認知症サポート医・ほんわかセンター会議		○	○	○	
三師会・ほんわかセンター連絡会議		○	○	○	○
富田林市包括ケア会議管理者総会		○	○	○	○

④ 「富田林市介護予防・自立支援5ヶ年計画」の推進

- 令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間を計画期間とした「富田林市介護予防・自立支援5ヶ年計画」に基づき、「医療」「介護」「地域」を3つの柱として地域住民の健康寿命の延伸、介護予防の促進に向けた取組みを進めていきます。

富田林市介護予防・自立支援5ヶ年計画 基本的な考え方

1. 介護予防・地域づくりの推進～「共生」・「予防」の総合的推進～
2. 地域包括ケアシステムの推進～地域の特性等に応じた基盤整備～
3. 人材支援・地域活性化の向上

○ 医療分野

項目	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	目標
広げよう、広めよう！ 健康意識と相談窓口	・相談窓口の開設・拡充	→ ・相談窓口リストの作成・普及	→	健康に関する各種相談窓口が地域にあり、市民も支援者も気軽に相談できる体制づくり
医療専門職からつなげるフレイル予防	・専門職間の連携推進のための研修会開催 ・介護予防事業、認知症予防事業等への参加勧奨	→ ・介護予防事業を活用した健康相談、受診勧奨の集団・個別支援	→	医療専門職からの個別アプローチによりセルフケアや社会参加等のフレイル予防、疾患管理の仕組みづくり
健(検)診受診率向上と受診結果の活用	・地域の健康課題に対するアプローチ ・介護予防事業を活用した集団個別の保健指導	→	→	健(検)診の受診状況・結果を踏まえた集団・個別の支援体制の推進

○ 介護分野

項目	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	目標
みんなで取り組む重度化予防	・市民講座参加者のフォローアップ ・居宅介護支援特定事業所での相談機能の推進	→	→ ・成功事例等の報告会の開催	介護認定率の引き下げや要介護度の維持・改善
介護の担い手が活躍できるシステムづくり	・訪問・通所事業所への将来推計の周知と状況把握	→ ・介護事業者における受け皿機能の拡充	→	介護の担い手と場所、システムの創出
地域に開かれた介護施設をめざそう	・施設・介護事業所対象の地域活動の調査、課題分析 ・施設・介護事業所の地域活動の共有と推進	→ ・地域活動情報の発信・周知	→	地域特性や事業所の強みを活かした介護予防のための地域交流拠点の増加

○ 地域分野

項目	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	目標
活用しよう！ 知って得する 地域資源	<ul style="list-style-type: none"> 新たなシステムによる情報収集・整理の実施 効果的な情報発信方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な地域資源情報の一元化・システム処理による情報収集・発信 	→	地域資源情報の収集・発信・活用のためのP D C Aサイクルができています
見つけよう！ 生きがい・やりがい・助け合い	<ul style="list-style-type: none"> 担い手の掘り起こしと育成、マッチング方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手の掘り起こしと育成、マッチングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 地域共生社会と世代間交流への参画 	地域や企業と連携した高齢者誰もが活躍できる人材とシステムの創出
みんなが主役！魅力ある「つながりの場」	<ul style="list-style-type: none"> 地域拠点の立ち上げと継続支援 様々な企業等が参入できる仕組みの検討 	<ul style="list-style-type: none"> 住民ニーズと民間サービスのマッチング 	<ul style="list-style-type: none"> 民間サービスの発展・定着 	産官学医包括連携や「商助」の仕組みも含めた持続可能な事業モデルの構築

(4) 権利擁護の推進

① 高齢者虐待防止のための体制整備

- 高齢者虐待防止について、市民や地域の関係機関・団体に対する普及啓発を行うとともに、高齢者の総合相談窓口の周知を行います。
- 高齢者と関わる機会が多い介護従事者に対して、高齢者虐待対応研修を開催し、虐待の早期発見や予防の重要性を啓発します。また、「介護従事者のための高齢者虐待対応マニュアル」や「養介護施設従事者のための高齢者虐待対応マニュアル」の活用促進に向けて周知を行います。
- レビュー会議や評価会議において、支援状況の確認や各事例の評価等を行うとともに、各事例の検証を通して傾向や課題を分析し、その後の支援につなげます。また、高齢者や養護者支援の状況に応じて、「富田林市虐待防止連絡会（ネットワーク会議）」の開催、高齢者虐待対応専門職チームを含めた関係機関との連携、市の権限行使による対応の検討を行います。
- 各種関係機関との連携強化に努め、顔の見える関係を構築し、情報の共有や役割分担、長期化しているケースや支援困難なケースについての協議・検討、早期発見に向けた仕組みづくり等の協議・検討を進めます。
- 「市・地域包括支援センター職員のための富田林市高齢者虐待対応マニュアル」の見直し、各種研修会への参加やO J T等を通じて市職員・地域包括支援センター（ほんわかセンター）職員のスキルアップを図ります。また、ケアマネジャー対象の研修会を開催し、ケアマネジャーの資質向上に努めます。

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止に関する広報活動、相談支援体制の周知 ・各種会議やネットワーク会議を通じた連携支援体制の強化・推進 ・介護従事者を対象とした高齢者虐待対応研修会の開催（年1回） ・「富田林市高齢者虐待対応マニュアル」の見直し、各種研修会への参加、職員勉強会の開催 		

② 高齢者の意思、自己決定を尊重する成年後見制度及び日常生活自立支援事業の推進

- 権利擁護に関する制度・事業を必要とする高齢者に情報が行き届くよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を行います。また、ケアマネジャー等の介護事業者に対しても、権利擁護に関する研修会等を実施し、制度や事業についての情報提供を行います。
- 必要に応じて、成年後見制度の市長申立てや親族による申立ての支援を行います。
- 市民には「エンディングノート」を、関係機関には「終活ガイド」をそれぞれ配布し、ACP（アドバンスケアプランニング）の取組み及び高齢者の意思・自己決定を尊重する仕組みを構築します。

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・制度周知の実施 ・必要に応じた成年後見制度の市長申立ての活用、親族申立ての支援 ・大阪府及び関係機関と協働した市民後見人の養成及び活動支援 ・ACP（アドバンスケアプランニング）の取組み推進のための研修会の開催及び「エンディングノート」の配布を通じて市民に対する啓発・周知 		

2 認知症高齢者支援策の充実

<p>【施策の方向】</p> <p>認知症の人や家族の意思が尊重された「認知症になっても笑顔で暮らせる富田林」をめざし、地域の関係機関・団体と協働して「共生」と「予防」の施策を推進する。</p>	<p>【施策項目】</p> <p>(1) 認知症の早期発見・早期対応の推進</p> <p>(2) 認知症の人と介護者支援の充実・強化</p> <p>(3) 認知症の理解促進と支援体制の構築</p>
--	---

(1) 認知症の早期発見・早期対応の推進

① 認知症初期集中支援の推進

- 認知症の進行具合や状態に合わせて活用できるサービスや支援の流れを一覧として整理した「認知症の人を支える社会資源の整理シート」（富田林版認知症ケアパス）を掲載した「高齢者の地域資源情報」（冊子）について、内容の検討を行いながら、研修会や交流会等の機会を通じて市民への周知啓発を行います。
- 三師会や認知症サポート医との連携のもと、課題抽出、実践の振り返りや評価などの効果検証を行い、かかりつけ医や専門医療機関との連携など、医療と介護サービスの一体的なサービス提供体制の起点として、初期集中支援の体制づくりを推進します。
- 認知症初期集中支援チームの活動の推進による早期対応に取り組むとともに、より効果的な活動の推進に向けて相談対応の流れや活動の内容について適宜整理します。

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源情報冊子の更新・普及 ・P D C Aサイクルに基づいた認知症施策の着実な推進 ・認知症初期集中支援チームの周知と活動の推進 ・三師会、認知症サポート医との連絡会議の定期開催 		

② 相談支援体制の拡充

- 地域の相談窓口として認知症サポート医と地域包括支援センター（ほんわかセンター）職員による「もの忘れ医療介護相談」を定例開催し、専門的見地から認知症の知識や対応方法の助言、医療・介護サービスに関する情報提供などを行います。
- 商業施設や図書館などの人が集まる場所で、ものわすれ相談プログラムタッチパネルを活用した「ものわすれ相談・健診（設置型・出張型）」を実施し、認知症の正しい知識の普及啓発、認知症の早期発見・早期対応につなげます。

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係機関・団体と連携し、出張型ものわすれ健診を年間30回開催する ・ものわすれ医療介護相談を定員の50%以上で開催する 		

(2) 認知症の人と介護者支援の充実・強化

① 認知症の人と介護者支援

- 認知症の人の介護者の負担軽減や孤立防止に向けて「認知症介護家族の交流会」を定期的で開催するとともに、より多くの介護家族への周知、参加者のニーズに応じたプログラムの検討を行います。また、本人交流会としての開催も視野に入れ、若年性認知症者を含めた本人の意見の把握や施策への反映へとつなげることを検討します。
- 認知症の人や家族、地域住民、専門職等が集まり、情報交換や交流、専門職への相談ができる場として認知症カフェの設置、継続支援を行います。また、地域住民に向けて認知症カフェの周知を図るとともに、定点型カフェの設置等、地域のニーズに応じた支援に取り組めます。

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・継続開催の認知症カフェを圏域に1か所設置 ・本人交流会を開催(年2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続開催の認知症カフェを圏域に2か所設置 ・本人交流会を開催(年6回) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「認知症介護家族の交流会」を開催(年6回) 		

② 認知症ケアの向上

- 三師会を中心とした医療・介護の関係機関が参画する研修会を開催し、多職種での連携強化と役割理解、医療・介護従事者の資質向上に向けて取り組めます。
- 「MEET★富田林推進員」による出張研修については、市ウェブサイト等を活用し、受講につながるよう周知に取り組めます。また、介護保険事業所における地域活動や認知症カフェへの推進員の参加を通して、認知症に関する理解促進に努めるとともに、認知症の人やその支援者のニーズ把握を行います。
- 在宅で介護をしている人や在宅介護に興味のある人に向けて「ワンポイント介護講習会」を開催し、認知症への対応等を含む適切な介護方法等について学習する機会を提供します。

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケアの向上に関するテーマで多職種研修会を年1回開催する ・市内のすべての介護保険事業所でMEET★富田林推進員出張研修を開催 ・ワンポイント介護講習会を定員の7割以上の参加率で開催する 		

(3) 認知症の理解促進と支援体制の構築

① 市民啓発

- 認知症について「とんだばやし健康市民フォーラム」での、周知方法の検討を行い、幅広い世代の多くの市民に参加してもらえよう取り組みます。
- 認知症サポーター養成講座の開催やほんわか新聞の配布、もの忘れ予防教室など、多種多様な機会、媒体を通じて認知症に関する普及啓発活動を行います。
- 地域住民と認知症の人やその家族と一緒に参加できるイベントを開催し、若年性認知症者を含めた認知症の人からの発信の機会の拡大に向けて検討を進めます。

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・「とんだばやし健康市民フォーラム」を定員の7割以上の参加率で開催する ・ほんわか新聞、認知症サポーター養成講座、認知症介護家族の交流会、認知症カフェ、認知症ケアパス、もの忘れ医療介護相談の認知度を「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」において50%以上とする ・幅広い職域や地域団体、市内の全小中学校で養成講座を開催し、年間300名の認知症サポーターを養成 		

富田林市では、
M みんな
E 笑顔と
E 笑顔で
T 手をつなごう
「MEET★富田林」を
スローガンに認知症普及啓発
に取り組んでいます。



② 地域での支援体制づくり

- 幅広い年代に向けて認知症サポーター養成講座を実施するとともに、地域の認知症サポーターの交流拠点を設置し、認知症サポーター同士の交流、情報交換、地域の特性や課題に応じた活動の検討などを行い、様々な場面で活躍できる仕組みづくりを推進します。
- 地域の認知症の人やその家族などの悩みや困りごと、ニーズ等と認知症サポーターを結びつける仕組みである「チームオレンジ」の構築に向けて、検討を進めます。
- 認知症の人が行方不明になった場合に早期に発見できるよう、SOSネットワークやとんだばやしメールを活用した地域の見守り体制の拡充を行います。

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーターの活躍できる仕組みと活動の場づくりの推進 ・チームオレンジの構築に向けた検討 ・SOSネットワークの拡充 		

3 安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくり

【施策の方向】	【施策項目】
高齢者が安心して暮らすことができるよう、地域共生社会の実現をめざします。	(1) 高齢者の孤立防止及び生活困窮高齢者の支援
	(2) 高齢者の居住安定に係る施策との連携
	(3) 災害・感染症対策における支援体制の確立

(1) 高齢者の孤立防止及び生活困窮高齢者の支援

① 重層的な支援体制の構築

- 民生委員・児童委員地区委員会や地域密着型運営推進会議、障がい者自立支援協議会、地域サロン等、様々な会議へ積極的に参加し、「顔の見える関係づくり」に取り組みます。
- 「地域支援構築検討会」を各圏域で開催し、地域包括支援センター（ほんわかセンター）、在宅介護支援センター、三師会、社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター等の多様な主体による情報交換や地域課題の抽出、社会資源の開発等を行い、各圏域内の支援体制の構築に取り組みます。
- 「富田林市地域福祉計画・富田林市地域福祉活動計画」に基づき、基本理念の「増進型地域福祉づくり」を念頭に、関係各課や支援関係機関と連携を図りながら、個人や世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的支援体制の構築に向けて取り組みます。

② 「見守り」体制の充実と「つなぎ」のための取組み

- 各地域老人クラブによる個別訪問（友愛訪問）や在宅介護支援センターによる要援護高齢者の安否確認・見守り支援、NPO法人等による高齢者見守り訪問支援について継続的に支援を行います。
- 個別の見守り活動等により把握された、支援を要する高齢者の情報や課題が、速やかに地域包括支援センター（ほんわかセンター）などの専門機関につながれ、適切に支援されるよう、関係団体や機関等との更なる連携強化に取り組むとともに、相談窓口の周知を図ります。

③ 生活困窮高齢者への支援

- 「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮に関する相談支援に取り組みます。
- 「第4期富田林市地域福祉計画・富田林市地域福祉活動計画」と連携を図り、経済的に困窮している高齢者を早期に発見し、適切な相談窓口や支援につなげるためのネットワーク構築に取り組みます。

(2) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

① 高齢者の住まいの安定的な確保

- 住宅政策部局と連携し、市内の高齢者住宅等の住まいに関する情報収集に努めるとともに、住まいに関する相談支援や情報提供のあり方について検討します。
- 「高齢者向け住まい」に関するアンケート調査の結果を活用するとともに、大阪府と連携をとりながら、市内サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等のサービス提供状況の把握と質の確保に取り組みます。
- 高齢者住宅等においては、介護サービスの適切な利用と質の確保が重要なことから、定期的なケアプランチェックや必要に応じた指導・監督を行います。

② 福祉のまちづくりの推進

- 外出支援サービスや移動スーパーなど、地域ごとのニーズの把握に取り組み、地域住民との協働による支援の充実を図ります。
- 安心した在宅生活の実現のために、緊急通報装置の設置や安否確認の役割を担う配食サービスを実施し、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯に対しては、救急医療に必要な情報（持病、かかりつけ医、病歴、緊急連絡先など）を保管する「救急医療情報キット」の配布を行います。
- 高齢によりごみ置き場までごみの持ち出しが困難な単身高齢者や、高齢者のみ世帯の方には、玄関先までごみの収集を行う「ふれあい収集」の利用につなげます。

(3) 災害・感染症対策における支援体制の確立

① 災害に備えた高齢者の支援体制の整備

- 「富田林市地域防災計画」、「富田林市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、避難行動要支援者名簿の整備に取り組むとともに、名簿の周知と登録促進に取り組みます。
- 庁内の横断的な支援体制である市支援班、町会・自治会、民生委員・児童委員、地域支援組織等の避難支援等関係者間において、連携・情報共有を図ります。
- 広域福祉課と連携しながら、地域密着型サービス施設に対して避難訓練実施を義務付け、災害マニュアル等の作成を促すなど、災害時の対応について指導を行います。
- 介護事業所等と連携を図り、介護事業所等における災害対策や備蓄の状況について定期的に確認し、必要に応じて避難にかかる時間や避難経路等についての確認を促します。
- 災害発生時における要配慮者を受け入れるための福祉避難所の確保に向けて、関係機関と協力に関する協定の締結に向けて協議を進めていきます。

② 感染症に対する支援体制の整備

- 平時より介護事業所等と連携を図り、感染症発生時に備えた情報提供や研修の実施を行います。
- 介護事業所等におけるサービス提供に当たっての感染症対策や備蓄の状況について確認するとともに、感染症発生時にも継続してサービス提供ができるよう支援に努めます。
- 大阪府や保健所、協力医療機関等と連携を図り、感染症発生時の支援体制の整備に努めます。

4 介護予防と健康づくりの推進

【施策の方向】

高齢者が介護予防を自分事としてとらえ、自立支援・重度化防止の視点で専門職や事業者との連携のもと、地域及び高齢者一人ひとりの実情に適した持続可能な体制づくりを進めます。

【施策項目】

(1)健康づくり・フレイル予防の推進

(2)自立支援、介護予防・重度化防止の推進

(1) 健康づくり・フレイル予防の推進

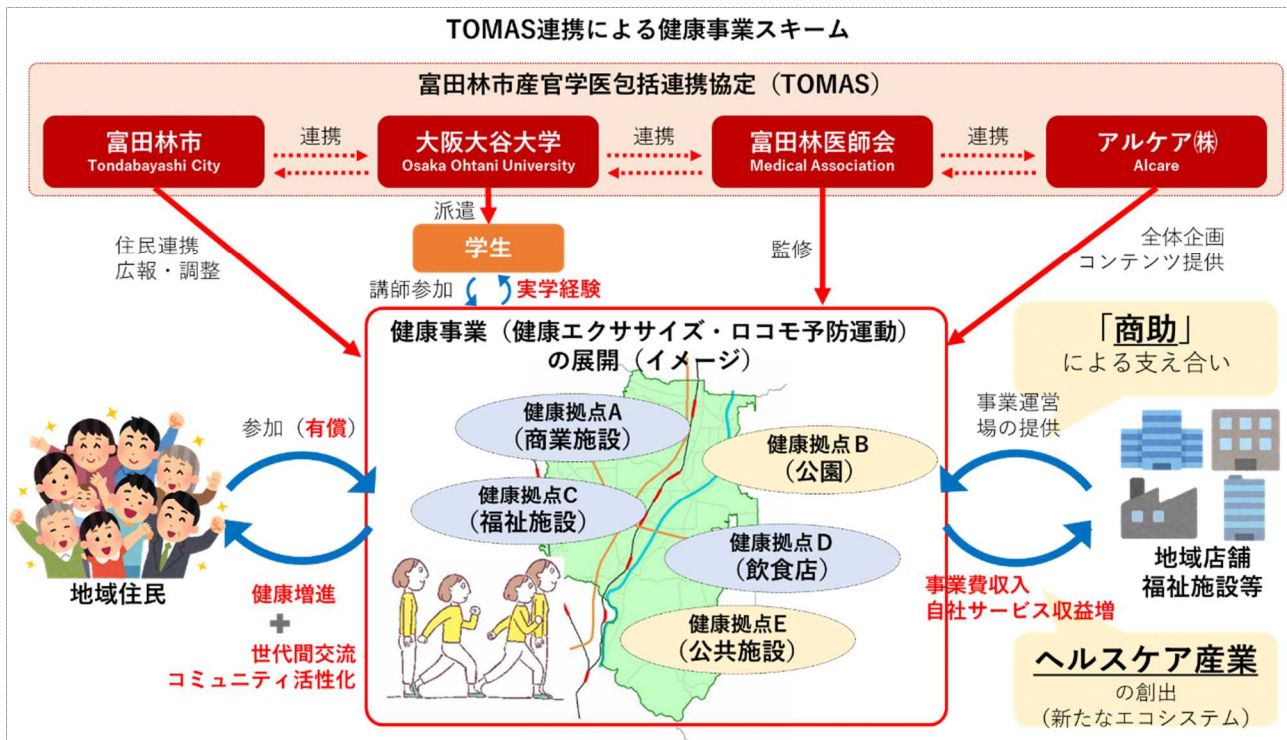
① 年代を超えた健康づくり活動の推進

- 「SDGs 未来都市・自治体SDGs モデル事業」である「富田林市産官学医包括連携(TOMAS)」による取組みとして、筋骨格系にアプローチする「ロコモ予防体操」に取り組みとともに、健康意識や健康活動の動機付け・意識付け、社会参加のための「富田林市介護予防・健康ポイント事業」の仕組みを構築します。
- 「健康とんだばやし21(第二次)及び食育推進計画」や「富田林市国民健康保険第二期データヘルス計画」の内容を踏まえ、「健康寿命の延伸」と「健康寿命と平均寿命の格差縮小」を目標に、健康づくり・生活習慣病予防・疾病の重症化予防の対策を推進します。
- 各医療保険者が実施する特定健康診査等の受診しやすい環境づくりや生活習慣改善が必要な方に対する保健指導、健康づくりの周知・啓発のためのウォーキングルート設計等、個人の健康づくりに対する意識を高揚し、主体的な健康づくりにつながる取組みを推進します。
- 保健事業と介護予防等の一体的な実施に当たっては、庁内関係課や大阪府、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関等と連携を図り、効果的な実施に向けた検討を進めます。また、通いの場等において、医療専門職の積極的な関与や、医療・介護のデータの活用を図り、保健医療の視点から、フレイル予防を一体的に実施します。

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・健康ポイント事業参加者 600名 ・健康づくり拠点整備 3か所 ・学生の実学経験 1か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康ポイント事業参加者のべ 1,500名 ・健康づくり拠点整備 10か所 ・学生の実学経験 3か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康ポイント事業参加継続 1,500名 ・健康づくり拠点整備 20か所 ・学生の実学経験 5か所
	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業と介護予防の一体化により歯科分野の健康相談、低栄養などのフレイルハイリスク者への個別支援を充実させる 		



SDGs 未来都市
富田林
ACT FOR 2030



② 高齢者の就業対策の推進

- 地域活動に興味・関心のある人への生活支援サービス従事者研修を通じて、生活支援サービスの担い手となる介護人材の確保と活動の場づくりを進めます。事業者や住民に対して総合事業についての周知を行い、生活支援サービス従事者研修の受講促進につなげるとともに、研修修了者の就労の機会の確保につなげます。
- シルバー人材センターの運営について、高齢者の生きがいづくりにつながる就業機会の確保と適正就業が推進されるよう引き続き支援し、その経営内容についてチェックしていきます。
- 高齢者がそれぞれの特性や希望に合った就労的活動を行えるよう、コーディネートの役割を担う就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の設置に向けて検討を進めます。【再掲】

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援サービス従事者研修会 受講者 年 30名 ・生活支援サービス従事者数 年 5名 		

(2) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

① 「富田林市介護予防・自立支援5ヶ年計画」に基づいた介護予防の体制づくり

- 介護予防に関する情報を広報誌やウェブサイトに掲載し、リーフレットを市役所や地域包括支援センター（ほんわかセンター）、金剛連絡所などの窓口を設置します。また、地域で多くの方が集まる機会に介護予防についての啓発を実施していきます。
- 医療、介護、地域の3分野で、関連機関や庁内関係課との連携のもと、高齢者自身、専門職、介護事業者、地域団体が将来を見据えて介護予防に取り組める体制づくりを進めます。

② 住民通いの場の充実

- 高齢者の自立支援・介護予防を図るため、「笑顔はつらつ教室」をはじめ、通所型の介護予防教室や街かどデイハウス、在宅介護支援センターによる介護予防教室についても、口腔機能向上や低栄養防止に係る活動等の高齢者にとって魅力あるプログラムを取り入れることにより、地域住民の集う機会の増加、住民の介護予防活動への参加の推進を図ります。
- 「笑顔はつらつ教室」を支援していくために、地域で介護予防に関する知識を普及し、介護予防活動を地域で実践していく人材（介護予防サポーター）を引き続き市民から公募し、介護予防サポーターの育成を図っていきます。
- 地域における介護予防の取組みを地域の実情に応じて、効果的かつ効率的に機能強化できるよう、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者と連携し、自立支援に向けた介護予防への取組みの総合的支援を図ります。
- 通いの場への高齢者の参加状況や活動状況の把握・評価・分析、専門職による「運動」

「口腔機能」「栄養」プログラムや体力測定の実施により、効果的な事業実施を図ります。

- 通いの場への医療専門職の積極的な関与や、医療・介護のデータの活用を図り、保健医療の視点から、フレイル予防を一体的に実施します。

③ 保険者機能強化推進交付金等の評価結果の活用

- 保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用し、本市の実情及び地域課題の分析、高齢者の自立支援及び重度化防止に向けた必要な取組みを進めていきます。

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サポーター養成講座修了者 年15名 ・「笑顔はつらつ教室」新規開催 年3か所 ・地域リハビリテーション活動支援事業による通いの場の支援 年間5か所 		

富田林市介護予防・自立支援5ヶ年計画イメージ



1.認知症でも地域で暮らせる
医療と介護がつながる




3.地域に開かれた施設



4.高齢者の居場所と出番の創出



2.高齢者が主役の
健康づくりや介護予防



5.地域の支えあい
「地域包括ケアシステムの構築」

5 介護サービスの充実強化

【施策の方向】	【施策項目】
<p>必要な人が必要なサービスを適切に利用できるよう、制度周知、介護サービスの質の向上をめざし、要介護認定の適正化、給付適正化、苦情対応等を行うとともに、必要に応じて事業者に対する助言・指導を行います。</p>	(1) 介護保険制度の適正化・円滑な運営
	(2) 適切な要介護認定の取組み
	(3) 介護給付適正化の取組み
	(4) 相談苦情解決体制の充実
	(5) サービス事業者への助言・指導と個人情報の保護に向けた取組み

(1) 介護保険制度の適正化・円滑な運営

① 介護サービスの充実

- 市内に軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅等の高齢者が安心して暮らせる施設も建設されていることから、第8期計画においても新たな大規模な特別養護老人ホーム等の施設整備は行わず、第7期計画で整備計画できなかった部分も踏まえ、認知症や重度の要介護状態の方の地域での生活を支えるサービスを中心とした地域密着型サービスの整備を図ります。

② 制度周知の推進

- 介護保険をはじめとする各種サービスについて、多様な広報媒体を活用し住民への周知に取り組み、利用促進を図ります。
- 介護保険制度の改正に当たっては周知を丁寧に行うよう努め、高齢者の多様な状況に配慮しながら、広報ではできる限りわかりやすい表現を用い、点字や大文字の使用、外国語表記にも努めます。
- ケアマネジャー等の専門職が介護保険制度について正しく理解できるよう、研修の機会等を通じて制度説明に取り組みます。

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期計画における制度等の改正説明チラシの全戸配布 ・各種団体からの依頼による出前講座への職員派遣、動画での配信を検討 ・ほんわか新聞の発行 ・制度説明の外国人向けパンフレットの窓口設置 ・ケアマネジャー研修等の機会を通じて制度説明を実施 		

③ 利用者負担軽減制度の活用促進

1. 低所得者に対する利用者負担軽減制度

高齢者が安心して必要なサービスを利用できるよう、利用者負担額助成事業を引き続き実施します。また、利用者が高齢であることから、必要な人が利用できるよう制度の周知に努めます。

2. 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

すべての社会福祉法人での利用者負担軽減制度を実施し、新たに参入する社会福祉法人に対しては、利用者負担軽減制度の実施を働きかけます。また、利用者が高齢であることから、必要な人が利用できるよう制度の周知に努めます。

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	(1. 2. 共通) ・ケアマネジャー研修等を通じて、必要な人が利用できるよう制度周知の実施 ・個別相談ケースにもケアマネジャーと連携して、活用促進の取組み		

④ 介護サービス情報の公表

- 厚生労働省の「介護情報サービス公表システム」を有効に活用するため、必要な人に必要な情報が届けられるように周知方法の改善を図ります。

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	・要支援・要介護認定結果通知に介護情報サービス公表システムのURLを記載 ・介護情報サービス公表システム周知パンフレットを窓口を設置及び新規要支援・要介護認定結果通知への同封 ・市ホームページにもURLを掲載		

(2) 適切な要介護認定の取組み

① 要介護認定の平準化に向けた取組み

- 要介護認定は認定調査票、主治医意見書により審査会で介護度が判定されるため、主治医意見書の記載事項や各認定調査員の判断基準が認定結果に大きく影響を与えることから、平準化のために要介護認定業務分析データ等を活用するとともに、主治医への啓発に努めます。
- 認定審査会全体会等の各種研修会を通じて、分析データや課題の共有を行います。

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票の選択の偏りや特記事項の記載方法等の是正への取組み ・主治医意見書の依頼に際して記載のポイントについて周知 ・認定審査会全体会を通じた合議体別の一次判定変更等の分析や情報提供 ・認定審査会における認定有効期間の平準化に向けた取組み ・大阪府が開催する審査会会長会議等の会議・研修会へ積極的に委員を派遣 		

② 安定した認定事務に向けた取組み

- 適正な期間での認定を行うために、臨時審査会開催等の柔軟な対応に取り組みます。
- 法改正などによる有効期間の延長等、認定への新たな取組みには早急に対応します。
- 有効期間が延長されたことで更新申請は減少しますが、新規申請、変更（介護）申請の割合は増加すること、新規・変更（介護）申請の調査は市調査員が調査を行うと定められていることから、市調査員の確保と資質向上に努めます。

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・月別の申請状況に応じて臨時審査会を開催する等の柔軟な対応への取組み ・市調査員の確保に向けた取組み ・市調査員及び個人委託調査員に対する研修会等を通じた資質向上の取組み 		

（3）介護給付適正化の取組み

① 給付適正化事業の実施

- 第5期大阪府介護給付適正化計画に基づき主要8項目を重要事業として年度ごとにPDCAサイクルの手法も取り入れながら取り組みます。また、これら項目を着実に実施するにあたり、事務量の増加が見込まれることから、事務見直し等の効率化も検討し、担当職員のスキルアップにも取り組みます。

ア. 要介護認定の適正化

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票の点検は、全件行う ・更新申請は概ね3～5年に1回は市調査員が実施する ・区分変更（遠隔地は除く）は、全件市調査員で実施する ・毎年、介護認定審査会委員に審査状況の検証結果の研修会を行う ・認定調査員に対し年1回以上の研修会を行う 		

イ. ケアプランの点検

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援事業所単位（年5事業所程度）でのケアプランの点検を行う ・ 高齢者向け住まいの入居者や新規開設事業所、未実施の事業所について重点的に点検を実施する ・ 介護支援専門員研修においてケアプラン検証等の結果のフィードバック等を行う 		

ウ. 住宅改修の適正化

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竣工後、すべての利用者にアンケートを実施し、必要に応じて、臨時の実地確認を行う ・ 受付方法の見直しを行い、確認精度をあげるとともに事務の効率化を図る ・ 代理受領登録事業者や新規事業者に研修会を開催し、質の向上を図る 		

エ. 福祉用具購入・貸与調査

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽度者にかかる福祉用具貸与は必要性の確認を全件行う ・ 国保連合会システムによる「福祉用具貸与費一覧」を活用する ・ 購入申請については全件審査し、必要に応じて福祉用具・介護支援専門員に確認を行う ・ 買い替えの認可は事前相談を必須とする 		

オ. 医療情報との突合

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保連合会に「給付実績との突合」の委託を行い、不正な給付等が確認された場合は過誤申し立て等の指導を行う 		

カ. 縦覧点検

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保連合会より届く以下の帳票について毎月点検を実施し、必要に応じ事業所に照会文書を送付し回答を求める ①重複請求縦覧チェック一覧表 ②居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表 ③要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧 ④軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表 ⑤算定期間回数制限縦覧チェック一覧表 ⑥福祉用具貸与重複請求縦覧チェック一覧表 		

キ. 介護給付費通知

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に介護サービスの利用内容と3ヶ月分の利用実績を年2回通知する ・施設入所者等を除くなど、対象者の絞り込みを行う ・給付費通知の認知度向上と通知内容の理解を促進させる取組み 		

ク. 給付実績の活用

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉用具貸与費一覧表」を活用し、疑義が生じた場合は、内容の確認を行う ・ケアプランの点検対象を選定する場合に「介護支援専門員あたり給付管理票作成状況一覧表」等各種給付実績関係帳票を活用する ・国保連合会システムによる適正化Webを活用し、特定のサービスや加算に絞り効率的かつ効果的な点検を実施する 		

(4) 相談苦情解決体制の充実

① 苦情対応

- 苦情対応の第一次的な受付窓口として、体制の強化及び周知に努め、苦情に至った経緯などを分析し、事業者とも連携しながらサービスの質の向上を図ります。
- ブロック別研修会等を通じて、大阪府国民健康保険団体連合会との連携を図ります。

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック別研修会等への参加 ・苦情対応マニュアルを策定 ・担当者間で情報共有と組織的な対応 		

② 介護相談員派遣事業

- 苦情に至る事態を未然に防止する「問題発見型の対応」として、介護老人福祉施設や介護老人保健施設、地域密着型サービスである地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護等に相談員の派遣を継続します。
- 派遣体制を確保するため、効果的な周知方法や周知対象について検討しながら、計画的に相談員を募集し、養成を行います。また、他市の取組み等も参考にしながら、新たな体制づくりや活動の見直し、市民への周知方法などを検討します。
- 研修会などにより情報を共有し、介護相談員のスキルアップを行います。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により訪問を見合わせている施設等への再開を促し、介護相談員の訪問による感染症予防対策の充実を図ります。

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な事業計画による相談員の新規募集、養成 ・ 介護相談員連絡会の定期開催（年6回）と三者連絡会の開催（年1回） ・ 事務局による定期的な同行訪問を実施し、事業促進と事業所と相談員間の連携強化 ・ 市民への活動周知方法の見直し ・ 訪問介護事業所などへの新たな派遣可能性についての研究 		

③ 相談支援体制の充実と連携の強化

地域包括支援センター（ほんわかセンター）との連携

- 地域包括支援センター（ほんわかセンター）においては、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように総合相談を実施します。
- 相談体制の充実のために地域における関係機関とのネットワーク構築や高齢者の実態把握を図り、支援が必要な高齢者が適切なサービス、機関又は制度につながるように努めます。
- 市内に3か所設置された地域包括支援センター（ほんわかセンター）が高齢者の総合相談窓口の役割を担っていることについて、地域での啓発活動等を通じ、引き続き周知を図ります。

介護に取り組む家族等への支援の充実

- 介護に取り組む家族等を対象に「家族介護教室」を開催し、在宅での介護力の向上に取り組む、介護者の負担軽減につなげます。
- 介護者への相談支援の充実を図るとともに、支援に当たっては介護者本人のみならずその人が属する世帯全体に着目し、福祉、介護、保健医療に限らない生活課題を把握し、関係者などと連携して課題の解決にあたります。
- 介護者の負担軽減に向けてサービスの充実に取り組むとともに、各種制度やサービスについての情報提供に努めます。

（5）サービス事業者への助言・指導と個人情報の保護に向けた取り組み

① 個人情報の適切な利用・提供

- 個人情報の収集及び提供に当たっては、個人情報保護法や富田林市個人情報保護条例等に基づく適切な個人情報の収集・提供を行います。
- 特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律等を踏まえ、収集及び提供に関するルールづくりに取り組みます。

② 介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援

- 地域内のケアマネジャーの人材育成や地域包括ケアシステム構築に向けた地域づくりを
実践するため、地域の主任ケアマネジャーに市やほんわかセンター事業への主体的な参画
を働きかけます。
- 多職種が参画する研修会等の機会をつくとともに、「興味・関心チェックシート」など
を活用しながら、高齢者の自立支援や重度化防止に資する適切なケアマネジメントが実践
できるよう支援します。
- 多職種が参画する研修会や会議については、実施内容や運営方法について随時検討する
ほか、それぞれの会議体が担う役割を分担し、より効率的・効果的な会議運営につなげま
す。

③ 事業者への助言・指導

- 地域密着型サービスの適正な運営を確保するため「富田林市地域密着型サービス運営委
員会」から意見をききながら、法令遵守はもとより、高齢者の尊厳の確保や利用者本位の
サービスとなるよう広域福祉課と連携し、助言・指導します。
- 地域密着型サービス事業所や大阪府から権限委譲された居宅サービス事業所等の指定・
指導事務は近隣市町村と共同で処理しており、これら関係部署との連携を密接にして、適
切なサービスの提供が行われるよう指導・監督に努めます。
- 大阪府や広域福祉課と連携しながら、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素
化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進め、介護事業者等の業務効率化に
努めます。

6 福祉・介護サービス基盤の充実

【施策の方向】	【施策項目】
介護サービスに関するニーズの把握に努め、計画的な介護サービス基盤の整備を図ります。	(1)介護サービス基盤の充実
	(2)福祉・介護人材確保の取組み

(1) 介護サービス基盤の充実

① 介護サービス基盤の整備

- 第7期の方針を踏襲し、認知症や重度の要介護状態の方の地域での生活を支えるサービスを中心に地域密着型サービスの整備を図ります。

「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設」、「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」について、それぞれ1か所を公募により整備します。

(設置圏域は未定)

また、国の医療計画との整合性を図るという指針に則して、徐々に削減される見込みの医療病床の受け皿として、要介護者等を在宅で受け入れることも想定してサービス量を見込んでいます。

	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標		<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護1か所(定員18人)整備 ・小規模多機能型居宅介護1か所(定員29人)整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護老人福祉施設1か所(定員29人)整備 ・看護小規模多機能型居宅介護1か所(定員29人)整備

(2) 福祉・介護人材確保の取組み

① 福祉・介護人材確保の取組み

- 大阪府、大阪府社会福祉協議会の主導のもと、近隣市町村(南河内ブロック)や各社会福祉協議会で構成する「介護人材確保連絡会議」に引き続き参加し、介護の仕事の魅力発信について検討していきます。
- 富田林市社会福祉協議会が実施する「いっぷくシステム」や生活支援につながるボランティアなど、社会資源の活用についても検討していきます。